

第9次水質総量削減計画に係る総量規制基準の一部改正について

1 経緯

- 県が2022年に策定した水質汚濁防止法に基づく第9次水質総量削減計画において、ノリ生産量やアサリ漁獲量の減少の要因の一つに冬季の栄養塩類の不足が指摘されていることを踏まえ、県管理下水処理場である矢作川浄化センター及び豊川浄化センターで、放流水中の窒素・りん濃度を増加する「水質の保全と『豊かな海』の両立に向けた社会実験」（以下「社会実験」という。）を位置づけ、実験期間である2022・2023年度に限り、当該2浄化センターに係る窒素・りんの総量規制基準を国が定めた範囲の上限値まで緩和した。
- 2年間の社会実験では、極度の赤潮の発生など環境への影響は見られず、ノリ及びアサリに一定の効果が確認された。
- 漁業関係者からの社会実験継続の要望等を踏まえ、窒素・りんの総量規制基準について、2027年度まで引き続き、緩和することとした。

2 一部改正の内容

- 当該2浄化センターにおける総量規制基準を 2027年度まで緩和する一部改正を行った。

【総量規制基準を緩和する期間】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度 11月1日から3月31日まで ・2023年度 9月1日から3月31日まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度 11月1日から3月31日まで ・2023年度から 2027年度まで 各年度9月1日から3月31日まで

【対象施設】 ・矢作川浄化センター（西尾市）
・豊川浄化センター（豊橋市）

【濃度基準(C値)】 ・窒素：20mg/L（緩和前10mg/L）
・りん：2mg/L（緩和前1mg/L）



3 これまで実施した手続き

- 2024年3月18日 愛知県環境審議会へ諮問
- 3月22日 同審議会から水質・地盤環境部会へ付託
- 5月16日 同審議会水質・地盤環境部会（第1回）の開催
- 5月31日 パブリック・コメントの実施（6月30日まで）
- 7月29日 同審議会水質・地盤環境部会（第2回）の開催
- 7月30日 同審議会水質・地盤環境部会から同審議会へ報告
- 8月1日 同審議会から答申
- 8月27日 愛知県公報において総量規制基準の一部改正を告示

<参考>

1 総量規制基準

- 総量規制基準は、汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域の水質改善を図るため、総量削減制度の対象地域に立地する、一定規模（1日の排水量が50立方メートル以上）の工場等に対し、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量について1日あたりの許容排出量を定めるもの。
- 県は、総量削減計画に基づき、国が業種等の区分ごとに定める範囲内で、総量規制基準を設定することとされている。

2 汚濁負荷量

- 第9次水質総量削減計画では、2024年度までに汚濁負荷量を以下のとおり削減することとしている。
- 社会実験を継続した場合においても、直近の汚濁負荷量の実績（2022年度）から判断し、削減目標量を達成できると予測された。

【本県の負荷量】

（単位：トン/日）

	COD	窒素含有量	りん含有量
2022年度 実績値	66	54	4.2
2024年度 第9次計画における削減目標量	70	55	4.4